

## 大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例

大和市放課後児童クラブ事業条例（平成19年大和市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の第1学年から第3学年まで」を削り、同条第3項を削る。

### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。